

# 産業建設常任委員会

日 時 平成30年7月27日（金）午前10時～  
場 所 第3委員会室

---

## 1 開議

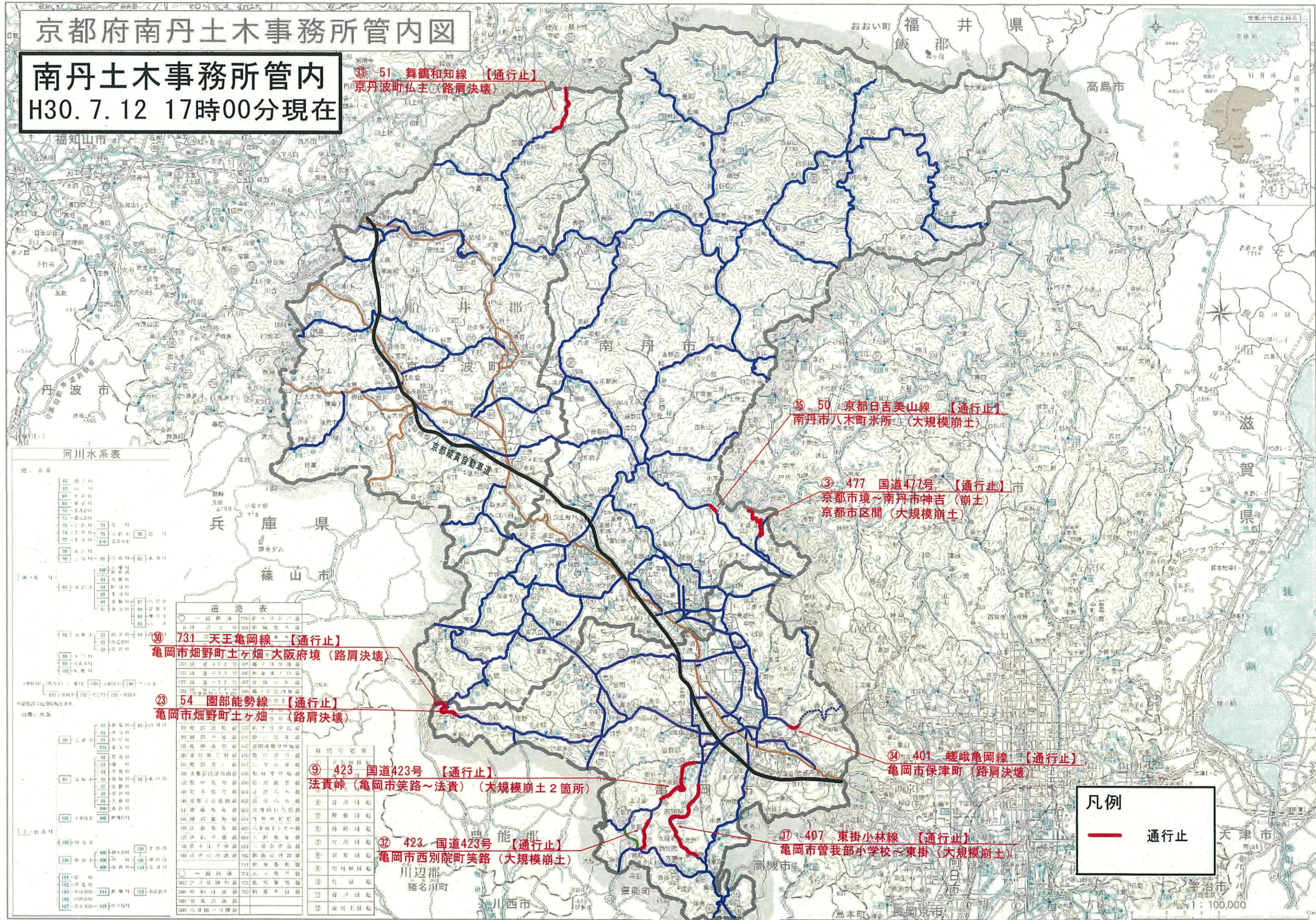
## 2 案件

- （1）開発許可権限移譲後の取組み状況について  
（まちづくり推進部行政報告）
- （2）ブロック塀等の撤去に係る助成制度の創設（案）について  
（まちづくり推進部行政報告）

## 3 その他

# 京都府南丹土木事務所管内図

南丹土木事務所管内  
H30. 7. 12 17時00分現在



③③ 51 舞鶴和知線 【通行止】  
京丹波町仏主 (路肩決壊)

③⑤ 50 京都日吉美山線 【通行止】  
南丹市八木町米所 (大規模崩土)

③ 477 国道477号 【通行止】  
京都市境～南丹市神吉 (崩土)  
京都市区間 (大規模崩土)

③① 731 天王亀岡線 【通行止】  
亀岡市畑野町土ヶ畑 大阪府境 (路肩決壊)

②③ 54 園部能勢線 【通行止】  
亀岡市畑野町土ヶ畑 (路肩決壊)

⑨ 423 国道423号 【通行止】  
法貴峠 (亀岡市笑路～法貴) (大規模崩土 2箇所)

③② 423 国道423号 【通行止】  
亀岡市西別院町笑路 (大規模崩土)

③④ 401 嵯峨亀岡線 【通行止】  
亀岡市保津町 (路肩決壊)

①⑦ 407 東掛小林線 【通行止】  
亀岡市菅我部小学校～東掛 (大規模崩土)

凡例  
— 通行止

## 河川水系表

河川名	延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )
1 宇治川	12.5	110
2 宇治川	12.5	110
3 宇治川	12.5	110
4 宇治川	12.5	110
5 宇治川	12.5	110
6 宇治川	12.5	110
7 宇治川	12.5	110
8 宇治川	12.5	110
9 宇治川	12.5	110
10 宇治川	12.5	110
11 宇治川	12.5	110
12 宇治川	12.5	110
13 宇治川	12.5	110
14 宇治川	12.5	110
15 宇治川	12.5	110
16 宇治川	12.5	110
17 宇治川	12.5	110
18 宇治川	12.5	110
19 宇治川	12.5	110
20 宇治川	12.5	110
21 宇治川	12.5	110
22 宇治川	12.5	110
23 宇治川	12.5	110
24 宇治川	12.5	110
25 宇治川	12.5	110
26 宇治川	12.5	110
27 宇治川	12.5	110
28 宇治川	12.5	110
29 宇治川	12.5	110
30 宇治川	12.5	110
31 宇治川	12.5	110
32 宇治川	12.5	110
33 宇治川	12.5	110
34 宇治川	12.5	110
35 宇治川	12.5	110
36 宇治川	12.5	110
37 宇治川	12.5	110
38 宇治川	12.5	110
39 宇治川	12.5	110
40 宇治川	12.5	110
41 宇治川	12.5	110
42 宇治川	12.5	110
43 宇治川	12.5	110
44 宇治川	12.5	110
45 宇治川	12.5	110
46 宇治川	12.5	110
47 宇治川	12.5	110
48 宇治川	12.5	110
49 宇治川	12.5	110
50 宇治川	12.5	110
51 宇治川	12.5	110
52 宇治川	12.5	110
53 宇治川	12.5	110
54 宇治川	12.5	110
55 宇治川	12.5	110
56 宇治川	12.5	110
57 宇治川	12.5	110
58 宇治川	12.5	110
59 宇治川	12.5	110
60 宇治川	12.5	110
61 宇治川	12.5	110
62 宇治川	12.5	110
63 宇治川	12.5	110
64 宇治川	12.5	110
65 宇治川	12.5	110
66 宇治川	12.5	110
67 宇治川	12.5	110
68 宇治川	12.5	110
69 宇治川	12.5	110
70 宇治川	12.5	110
71 宇治川	12.5	110
72 宇治川	12.5	110
73 宇治川	12.5	110
74 宇治川	12.5	110
75 宇治川	12.5	110
76 宇治川	12.5	110
77 宇治川	12.5	110
78 宇治川	12.5	110
79 宇治川	12.5	110
80 宇治川	12.5	110
81 宇治川	12.5	110
82 宇治川	12.5	110
83 宇治川	12.5	110
84 宇治川	12.5	110
85 宇治川	12.5	110
86 宇治川	12.5	110
87 宇治川	12.5	110
88 宇治川	12.5	110
89 宇治川	12.5	110
90 宇治川	12.5	110
91 宇治川	12.5	110
92 宇治川	12.5	110
93 宇治川	12.5	110
94 宇治川	12.5	110
95 宇治川	12.5	110
96 宇治川	12.5	110
97 宇治川	12.5	110
98 宇治川	12.5	110
99 宇治川	12.5	110
100 宇治川	12.5	110

## 道路表

路線番号	路線名	延長 (km)	備考
1	宇治川	12.5	
2	宇治川	12.5	
3	宇治川	12.5	
4	宇治川	12.5	
5	宇治川	12.5	
6	宇治川	12.5	
7	宇治川	12.5	
8	宇治川	12.5	
9	宇治川	12.5	
10	宇治川	12.5	
11	宇治川	12.5	
12	宇治川	12.5	
13	宇治川	12.5	
14	宇治川	12.5	
15	宇治川	12.5	
16	宇治川	12.5	
17	宇治川	12.5	
18	宇治川	12.5	
19	宇治川	12.5	
20	宇治川	12.5	
21	宇治川	12.5	
22	宇治川	12.5	
23	宇治川	12.5	
24	宇治川	12.5	
25	宇治川	12.5	
26	宇治川	12.5	
27	宇治川	12.5	
28	宇治川	12.5	
29	宇治川	12.5	
30	宇治川	12.5	
31	宇治川	12.5	
32	宇治川	12.5	
33	宇治川	12.5	
34	宇治川	12.5	
35	宇治川	12.5	
36	宇治川	12.5	
37	宇治川	12.5	
38	宇治川	12.5	
39	宇治川	12.5	
40	宇治川	12.5	
41	宇治川	12.5	
42	宇治川	12.5	
43	宇治川	12.5	
44	宇治川	12.5	
45	宇治川	12.5	
46	宇治川	12.5	
47	宇治川	12.5	
48	宇治川	12.5	
49	宇治川	12.5	
50	宇治川	12.5	
51	宇治川	12.5	
52	宇治川	12.5	
53	宇治川	12.5	
54	宇治川	12.5	
55	宇治川	12.5	
56	宇治川	12.5	
57	宇治川	12.5	
58	宇治川	12.5	
59	宇治川	12.5	
60	宇治川	12.5	
61	宇治川	12.5	
62	宇治川	12.5	
63	宇治川	12.5	
64	宇治川	12.5	
65	宇治川	12.5	
66	宇治川	12.5	
67	宇治川	12.5	
68	宇治川	12.5	
69	宇治川	12.5	
70	宇治川	12.5	
71	宇治川	12.5	
72	宇治川	12.5	
73	宇治川	12.5	
74	宇治川	12.5	
75	宇治川	12.5	
76	宇治川	12.5	
77	宇治川	12.5	
78	宇治川	12.5	
79	宇治川	12.5	
80	宇治川	12.5	
81	宇治川	12.5	
82	宇治川	12.5	
83	宇治川	12.5	
84	宇治川	12.5	
85	宇治川	12.5	
86	宇治川	12.5	
87	宇治川	12.5	
88	宇治川	12.5	
89	宇治川	12.5	
90	宇治川	12.5	
91	宇治川	12.5	
92	宇治川	12.5	
93	宇治川	12.5	
94	宇治川	12.5	
95	宇治川	12.5	
96	宇治川	12.5	
97	宇治川	12.5	
98	宇治川	12.5	
99	宇治川	12.5	
100	宇治川	12.5	

# 南丹土木事務所管内

2018/7/12 17時00分現在

⑨ 423 国道423号 **【通行止】**  
亀岡市法貴峠(笑路～法貴) (大規模崩土2箇所)



⑰ 407 東掛小林線 **【通行止】**  
亀岡市菅我部小学校～東掛 (大規模崩土)



⑳ 54 園部能勢線 **【通行止】**  
亀岡市畑野町土ヶ畑 (路肩決壊)



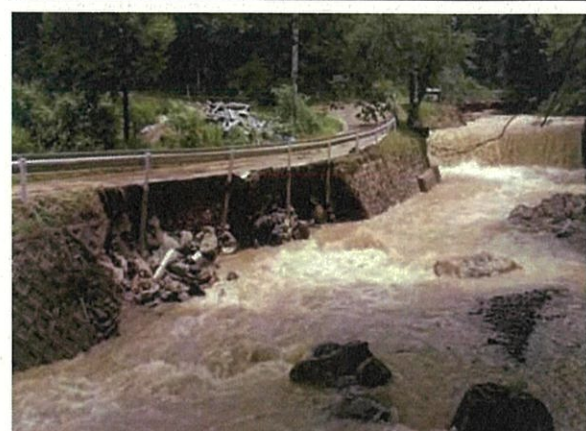
㉓ 731 天王亀岡線 **【通行止】**  
亀岡市畑野町土ヶ畑 大阪府境 (路肩決壊)



㉔ 423 国道423号 **【通行止】**  
亀岡市西別院町笑路 (大規模崩土)



㉕ 51 舞鶴和知線 **【通行止】**  
京丹波町仏主 (路肩決壊)



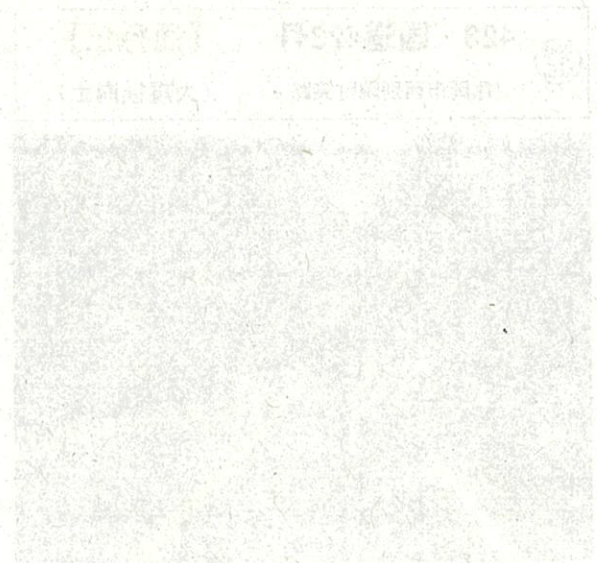
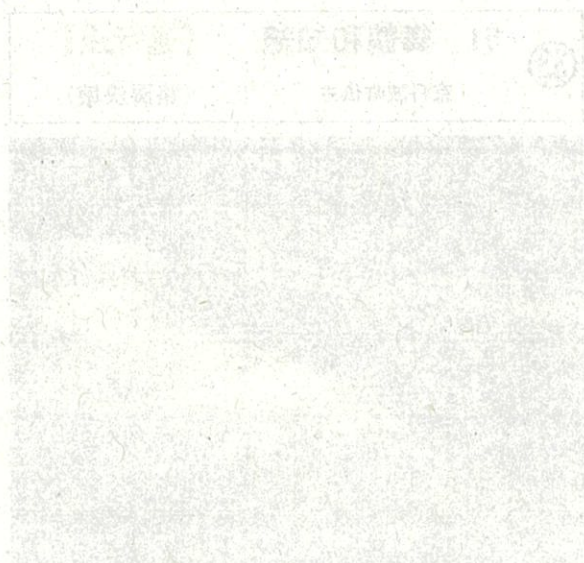
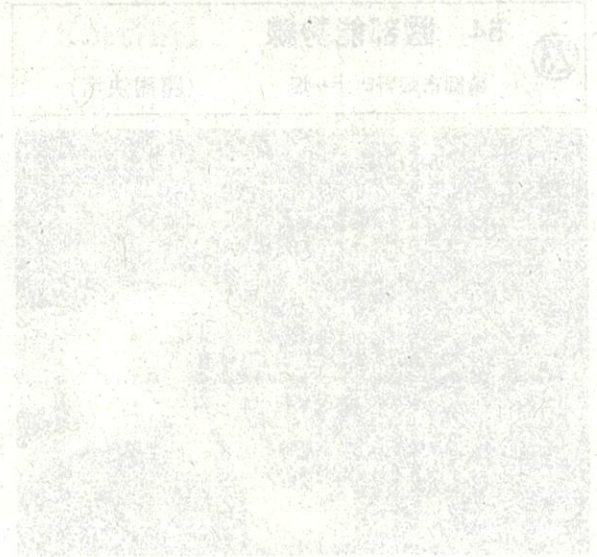
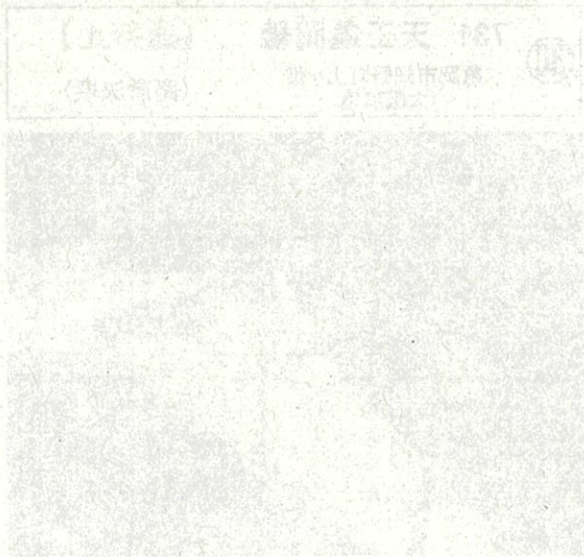
# 南丹土木事務所管内

2018/7/12 17時00分現在

**34** 401 嵯峨亀岡線 **【通行止】**  
 亀岡市保津町 (路肩決壊)



**35** 50 京都日吉美山線 **【通行止】**  
 南丹市八木町水所 (大規模崩土)



平成30年7月豪雨災害  
に関する概要報告

平成30年7月25日現在

亀岡市

◆ 平成30年7月豪雨の概要

6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線は7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞しました。また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わりました。

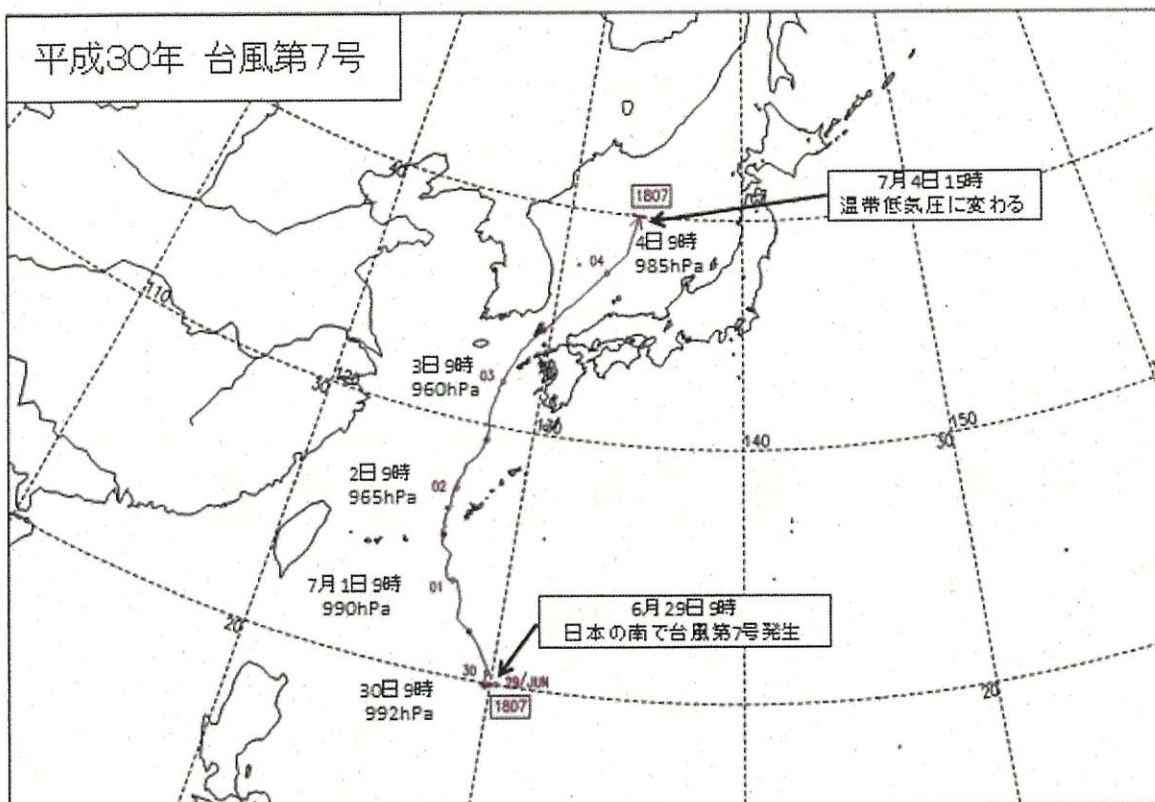
前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となりました。

6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがありました。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となりました。気象庁では、この大雨による特別警報を、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に発表し、最大限の警戒を呼びかけました。

これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となりました。また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生しました。

(気象庁資料より)

【台風経路図】



# 被害状況報告（速報）

（平成30年7月25日現在）

平成30年7月豪雨				報告日時	7月25日 12時00分	報告者	総務部 自治防災課		
区 分				数 量	区 分			数 量	
人 的 被 害	死 者		人	ア	1	農 地	箇所	ニ	117
	行方不明者		人	イ		文教施設	箇所	ヌ	7
	負傷者	重 傷	人	ウ		病 院	箇所	ネ	
		軽 傷	人	エ		道 路	箇所	ノ	50
住 家 被 害	全 壊		棟	オ		橋 り よ う	箇所	ハ	2
			世帯	カ		河 川	箇所	ヒ	32
			人	キ		山 岳	箇所	フ	
	半 壊		棟	ク	1	林 道	箇所	ヘ	22
			世帯	ケ	1	公 園	箇所	ホ	4
			人	コ	—	水 道	箇所	マ	5
	一 部 破 損		棟	サ	3	ビニールハウス等	箇所	ミ	
			世帯	シ	3	農 道	箇所	ム	35
			人	ス	—	農林水産業施設	箇所	メ	123
	住 家 被 害	床 上	棟	セ	2	畦 畔 崩 壊	箇所	モ	
			世帯	ソ	2				
			人	タ	—	農 作 物	ha	ヤ	103.4
床 下		棟	チ	45	農作物	ha	ユ	0.71	
		世帯	ツ	45	畑作物(倒伏)	ha	ヨ		
		人	テ	—	文化財関係	箇所	ラ	3	
非 住 家	公 共 建 物		棟	ト	3				
	そ の 他		棟	ナ					
[対応状況]									
し尿汲み取り		106件	災害ボランティア派遣回数			3	回		
災害ごみ受入		9件	同 延べ人数			17	人		
衛生消毒		27件	避難者の保健師健康観察			1	回		
《備 考》									

(内 訳)

※注：数値等は、平成30年7月25日集計

- 1 人的被害 死者1名(畑野町)
- 2 住家被害 半壊 1件(畑野町)  
一部破損 3件(畑野町、東別院町、西別院町)  
床上浸水 2件(畑野町)  
床下浸水 45件(北町、西町、安町、東別院町、西別院町、  
曾我部町、蕨田野町、畑野町、宮前町、  
東本梅町、本梅町、千代川町)
- 3 非住家(公共施設) 3箇所  
(宮前浄化センター、本梅浄化センター、下水道管路敷(本梅町中野地内))
- 4 農地 117箇所
- 5 文教施設 7箇所  
(安詳、東別院、畑野、つつじヶ丘小学校、育親中学校、別院保育所、国際広場球技場)
- 6 道路 50箇所
- 7 橋りょう 2箇所(目倉谷橋、天神橋)
- 8 河川 32箇所
- 9 林道 22路線
- 10 公園 4箇所
- 11 水道 5箇所
- 12 農道 35箇所
- 13 農林水産業施設 123箇所  
(ため池9箇所、水路114箇所)
- 14 農地冠水 103.40ha  
農作物 0.71ha
- 15 文化財 3件
  - (1) 出雲大社(千歳町) 参道土砂崩れ
  - (2) 金輪寺(宮前町) 参道土砂崩れ
  - (3) 素戔鳴神社(西別院町) 本殿裏で土砂崩れ(本殿に被害はなし)



◆ 降雨量の状況

・ 累積雨量 (7/5 0:00~7/8 24:00)

最大地点：畑野小学校 609.0 mm

・ 1時間雨量

最大地点：畑野小学校 66.5 mm (7/5 12:00~13:00)

雨量日表

(単位:mm)

	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	計
亀岡消防署	169.0	151.0	35.5	1.0	356.5
亀岡小学校	175.5	140.5	38.5	1.5	356.0
城西小学校	181.0	144.5	40.0	1.0	366.5
東別院小学校	283.0	125.0	45.5	8.5	462.0
西別院小学校	312.0	176.0	61.0	7.5	556.5
曾我部小学校	212.0	148.5	46.0	1.0	407.5
吉川小学校	184.0	137.0	41.0	0.5	362.5
蕨田野小学校	230.5	130.0	52.5	0.0	413.0
本梅小学校	369.5	140.5	67.5	0.0	577.5
畑野小学校	392.5	134.0	82.5	0.0	609.0
青野小学校	311.0	118.0	64.0	0.0	493.0
大井小学校	216.0	133.5	45.5	0.5	395.5
千代川小学校	232.0	121.5	52.5	0.0	406.0
亀岡川東学園	223.0	119.0	42.0	0.5	384.5
保津小学校	173.0	142.5	36.0	1.5	353.0
安詳小学校	190.0	142.5	34.5	2.5	369.5
詳徳小学校	190.5	141.5	36.5	2.5	371.0
つつじヶ丘小学校	197.5	145.5	36.5	2.0	381.5
南つつじヶ丘小学校	221.5	150.0	38.5	4.0	414.0
合計	4463.5	2641.0	896.0	34.5	
平均	234.9	139.0	47.2	1.8	

◆ 気象警報の経過

7月5日(木)	3:34	大雨警報	発表
	7:57	洪水警報	発表
7月8日(日)	4:10	洪水警報	解除
	20:21	大雨警報	解除
7月9日(月)	14:41	大雨警報	発表
	21:25	大雨警報	解除

※土砂災害警戒情報

7月5日(木)	6:50	亀岡市に警戒情報発表
7月8日(日)	15:35	解除

◆ 土砂災害警戒情報の状況

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報の基準を引き下げての運用となりました。

◆ 河川水位の状況(保津橋付近観測所)

7月5日(木)	13:10頃	氾濫注意水位に到達	3.3mに到達
	13:40頃	避難判断水位に到達	3.5mに到達
	15:00頃	氾濫危険水位に到達	4.0mに到達
7月6日(金)	20:00頃	最大水位	5.32mを観測

◆ 日吉ダムの防災操作

7月6日(金)	0:00頃	流入量が約1,200 m <sup>3</sup> /sに達する
	14:00頃	貯水位が201m(=洪水時最高水位)に達する
	17:00頃	放流量が900 m <sup>3</sup> /sに達する
7月10日(火)	3:40頃	洪水貯留準備水位(178.5m)まで低下完了

- ・最大流入量 1,258.08 m<sup>3</sup>/s
- ・最大放流量 907.34 m<sup>3</sup>/s
- ・最高到達水位 201.40m

◆ 災害対策本部の体制について

自治防災課では7月5日3時34分に大雨警報発表と同時に災害警戒本部を設置、輪番による警戒態勢に入りました。また、7時57分に洪水警報が発表されたことから、8時30分には警戒本部2号配備を招集し初動活動を行うとともに、各町要員を各避難所へ派遣し情報収集にあたりました。その後15時に桂川市長を本部長とする災害対策本部を設置し、情報の共有を図るとともに本部長の指示のもと対策を実施しました。

その後、土砂災害又は浸水の危険性が高まった地域に対して、順次、避難情報を発令しました。

1 防災体制

7月5日(木)	3:34	警戒本部1号配備
	8:30	警戒本部2号配備
	9:00	第1回警戒本部会議
	15:00	災害対策本部設置
	16:00	第1回災害対策本部会議
	18:00	第2回災害対策本部会議
	22:00	第3回災害対策本部会議
7月6日(金)	6:00	第4回災害対策本部会議
	13:00	第5回災害対策本部会議
	17:00	第6回災害対策本部会議
	21:00	第7回災害対策本部会議
7月7日(土)	9:00	第8回災害対策本部会議
	13:00	第9回災害対策本部会議
	18:00	第10回災害対策本部会議
7月8日(日)	9:00	第11回災害対策本部会議
7月9日(月)	9:00	第12回災害対策本部会議

## 2 避難情報・各町要員

7月5日(木) 9:00

避難準備・高齢者等避難開始を発令  
東別院町、西別院町

計 1,063世帯 2,111人

各町要員配備(東別院町・西別院町)

12:00

避難準備・高齢者等避難開始を発令  
本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町

計 2,541世帯 5,438人

各町要員配備(本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町)

13:15

避難準備・高齢者等避難開始を発令  
馬路町、旭町、千歳町、保津町

計 2,168世帯 5,026人

各町要員配備(馬路町、旭町、千歳町、保津町)

13:20

各町要員配備(亀岡地区、曾我部町、吉川町、蔦田野町、大井町、千代川町、河原林町、篠町、柏原区、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘)

15:00

避難準備・高齢者等避難開始を発令

河原町、宇津根町、追分町(古世町向嶋含む)、  
余部町清水、大井町並河1丁目、河原林町勝林島、  
千代川町今津、保津町6区、篠町柏原久保垣内、  
篠町見晴1丁目6~8

計 1,578世帯 3,377人

17:40

避難勧告を発令

河原町、宇津根町、追分町(古世町向嶋含む)、  
余部町清水、大井町並河1丁目、河原林町勝林島、  
千代川町今津、保津町6区、篠町柏原久保垣内、  
篠町見晴1丁目6~8

計 1,978世帯 4,167人

18:40

避難勧告を発令

畑野町

計 1,008世帯 1,980人

20:50

避難勧告を発令

本梅町、東本梅町

計 889世帯 2,029人

- 21:50 避難準備・高齢者等避難開始を発令  
亀岡地区、曾我部町、吉川町、蕨田野町、大井町、千代川町、  
篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘  
計 32,535世帯 75,640人
- 22:25 避難勧告を発令  
宮前町  
計 644世帯 1,429人
- 7月6日(金) 13:30 避難指示を発令  
河原町、宇津根町、追分町(古世町向嶋含む)、余部町清水、  
大井町並河1丁目、河原林町勝林島、千代川町今津、  
保津町6区、篠町柏原久保垣内、篠町見晴1丁目6~8  
計 1,978世帯 4,167人
- 7月7日(土) 14:30 避難指示を発令  
西別院町犬甘野寺ヶ谷  
計 9世帯 20人
- 7月8日(日) 9:35 避難指示を解除  
余部町清水、河原町、宇津根町、追分町、古世町向嶋、  
大井町並河1丁目、千代川町今津、河原林町勝林島、  
保津町6区、篠町柏原久保垣内、篠町見晴1丁目6~8
- 避難勧告を解除  
本梅町、宮前町、東本梅町
- 避難準備・高齢者等避難開始を解除  
亀岡地区、東別院町、西別院町、曾我部町、吉川町、  
蕨田野町、大井町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、  
保津町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘
- 20:21 避難勧告を解除  
畑野町

### 3 避難所

開設した避難所 29箇所

地域	避難所	避難者数(人)
亀岡地区	亀岡市役所 市民ホール	101
	亀岡小学校	7
	城西小学校	12
東別院町	東別院町ふれあいセンター	4
	東別院町公民館	
西別院町	西別院生涯学習センター	12
曾我部町	曾我部町公民館	6
吉川町	亀岡運動公園プール管理棟	
蕨田野町	蕨田野生涯学習センター	
本梅町	ほんめ町ふれあいセンター	13
畑野町	畑野町公民館	33
	畑野小学校	22
宮前町	亀岡市交流会館	
	青野小学校	5
東本梅町	東本梅町ふれあいセンター	3
大井町	大井生涯学習センター	
	大井小学校	11
千代川町	千代川町自治会館	44
	千代川小学校	31
馬路町	馬路生涯学習センター	
旭町	旭コミュニティセンター	
千歳町	千歳町自治会館	2
河原林町	河原林生涯学習センター	1
保津町	保津公民館	4
篠町	篠公民館(自治会館)	8
	安詳小学校	
東つつじヶ丘	東つつじヶ丘ふれあいセンター	
西つつじヶ丘	西つつじヶ丘ふれあいセンター	1
南つつじヶ丘	南つつじヶ丘コミュニティセンター	4
	合計	324

※ 避難者数は各避難所における最大人数

・自主避難

地域	施設	避難者数(人)
東別院町	東別院町南掛生涯学習センター	9
	東別院町鎌倉見立公民館	4
曾我部町	重利クラブ	2
畑野町	畑野町やすらぎの里	5
	千ヶ畑公民館	5
宮前町	宮前町宮川公民館	17
	宮前町神前ふれあいセンター	3
	宮前町猪倉公民館	4
東本梅町	松熊公民館	2
河原林町	河原林町 勝林島会議所	10
篠町	柏原公民館	7
計		68

※ 避難者数は各避難所における最大人数

・避難所の閉鎖

- 7月 8日(日) 9:35 避難所を閉鎖(畑野町・西別院町を除く)  
 20:00 畑野小学校を閉鎖  
 7月12日(木) 16:00 畑野町自治会を閉鎖  
 7月20日(金) 13:00 西別院町自治会及び千ヶ畑公民館(自主避難所)を閉鎖

4 交通関係

・京都縦貫自動車道

- 7月5日(木) 23:00 通行止め (亀岡IC~沓掛IC)  
 7月7日(土) 7:00 通行止め解除(丹波IC~大山崎JCT)

・国道9号

- 7月5日(木) 23:00 通行止め(王子~沓掛)  
 7月6日(金) 19:15 通行止め解除

・JR嵯峨野線

- 7月5日(木) 20:56 終日運転見合わせ  
 7月7日(土) 8:00頃 運転再開

5 公立保育所

7月5日(木)～7日(土) 休園  
7月9日(月)から 通常保育開始

(被害)

別院保育所において石垣の崩落、園庭横で倒木

6 小中義務教育学校

7月5日(木)～7日(土) 休校  
7月9日(月)から 授業再開

7 災害ボランティアセンター(亀岡市社会福祉協議会)

7月5日(木)から 非常時体制に移行  
7月12日(木) ボランティア6名を派遣(畑野町 1箇所)  
7月15日(日) ボランティア6名を派遣(畑野町 1箇所)  
7月16日(月) ボランティア5名を派遣(畑野町 1箇所)

8 給水応援

7月13日(金)から1週間 給水車1台(2t)を広島県尾道市に派遣

9 亀岡市災害見舞金

畑野町 3件 70,000円

10 現在時点での通行止めの状況

- (1) 一般国道423号 崩土(西別院町)
- (2) 主要地方道園部能勢線 路肩欠壊(畑野町)
- (3) 一般府道天王亀岡線 崩土(畑野町)
- (4) 一般府道東掛小林線 崩土(曾我部町～東別院町)
- (5) 市道神地線 路肩崩壊(西別院町)
- (6) 市道曾我部西別院線 路面洗掘、陥没(曾我部町)
- (7) 市道前ヶ芝牧ノ尻線 道路陥没(本梅町)



◆ 被害状況について

平成30年7月豪雨については、本市においても降り始めからの雨量が市内の19観測点全てで300mmを超え、中でも畑野町では609mmを観測するなど、過去に例を見ないほどの豪雨となりました。

また、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、すでに本市では震度5強の強い揺れで地盤が緩んでいたことも要因となって、道路等にも大きな被害が発生しました。

1. 国道・府道の主な被害

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (1) 一般国道423号   | 崩土（西別院町）      |
| (2) 主要地方道園部能勢線 | 路肩欠壊（畑野町）     |
| (3) 一般府道天王亀岡線  | 崩土（畑野町）       |
| (4) 一般府道東掛小林線  | 崩土（曾我部町～東別院町） |



一般国道423号（法貴峠）

## 2 一級河川大路次川の被害状況



大路次川に向かって土砂が流出（畑野町）



大路次川の護岸損傷（畑野町）

### 3 西別院町犬甘野寺ヶ谷地区の被害状況

寺ヶ谷地区の中心部で大規模な土砂崩れが発生し、道路が分断され、電柱がなぎ倒され、集落内に入ることが出来なくなるなどの甚大な被害が発生しました。



#### 4 西別院町万願寺大堂地区の被害状況

大堂地区においては、山林の土砂が住宅地に向かって崩れ、プロパンガスのボンベが土砂に埋まりました。

爆発の危険があるためガスを抜くなどの安全対策を市が中心となって緊急に実施しました。



## 開発許可権限移譲後の取り組み状況について

## 【基本事項】

1	●開発許可制度とは？	○線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）を担保し、公共施設等の整備により宅地に一定の水準を確保 → 開発計画に対し、道路・公園等の技術基準や市街化調整区域の立地基準が満たされているかを審査、許可、検査するもの。
2	●権限移譲の目的は？	○市域の実情に応じたきめ細やかな開発許可制度の運用による独自のまちづくりの推進 → 本市の市街化調整区域は京都市、福知山市に次ぐ広さ(市域の過半)を有し、区域内には多くの観光資源や既存集落が存在。 → 本市は法律上線引きを廃止できないため、市が主体となり、市域の実情に応じた開発許可制度の運用を図ることが重要。
3	●権限移譲の経過は？	○府市協議等を経てH29.4.1から権限移譲 → H25～H28年度:府市で権限移譲協議、H27・28年度:人事交流(市職員1名は南丹土木で2年実務経験)、府市で条例改正等準備
4	●既存集落まちづくり区域指定制度とは？ ※要望者はこれを「特区」と表現	○人口減少等が進む市街化調整区域の既存集落において、地域コミュニティの維持や定住促進を図るため、市長が区域と建物用途を指定し、指定区域内で自己用住宅等の建築を許容するもの

## 【要望者の主な主張と本市の考え方】

	要望者の主な主張	本市の考え方																																		
1	●権限移譲のあり方と事務処理能力を点検すべきである (政令市等並みの権限移譲で、本市は経験もなく特定行政庁でもないため処理困難)	○全国状況（全部委任 343 市町村、うち非特庁 149 市町村、うち調整区域あり 61 市町村）（H30.6 月時点）からみても、特異な権限移譲ではない ○権限移譲にあわせ開発許可係を新設、H29 年度に開発許可 16 件、建築許可 11 件を処理、特段の支障は生じていない → 担当課長(府派遣)1名、許可係3名で対応中。今後とも府の助言も得ながら人材育成、事務処理能力の向上に努める ○特定行政庁は建築物に関する審査・監督機関で、開発許可実施上の法的要件でなく、実務上不可欠なものでもない																																		
2	●「特区」といわれる「指定用途」は府の基準で十分、むしろ規制強化となっている	○下記のとおり、他の現行制度や府基準を緩和するもの → 自己用住宅の敷地面積は、府基準では 100 m <sup>2</sup> 以上であるところ、本市では周辺状況との調和や地域の意向を反映して 150 m <sup>2</sup> 以上としたもので、規制強化ではなく、あくまで市域の実情に応じた形で府と同等のものとして詳細設定したもの <table border="1" data-bbox="1210 1129 2858 1524"> <thead> <tr> <th>主な指定用途(概要)</th> <th>他の現行制度での立地基準</th> <th>府基準(既存集落)</th> <th>市基準(既存集落)</th> <th>強化又は緩和</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己用住宅、同兼用住宅</td> <td>△</td> <td>○ (敷地面積:100 m<sup>2</sup>以上)</td> <td>○ (敷地面積:150 m<sup>2</sup>以上)</td> <td>同等</td> <td>移住定住促進 (空き家活用含む)</td> </tr> <tr> <td>非自己用住宅(分譲住宅)、同兼用住宅</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td rowspan="5">緩和</td> <td rowspan="5">地域振興 (空き家活用含む)</td> </tr> <tr> <td>小規模店舗、飲食店</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>農産物直売所、農家レストラン</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アトリエ、事務所</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>簡易宿所(用途変更する場合に限る)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	主な指定用途(概要)	他の現行制度での立地基準	府基準(既存集落)	市基準(既存集落)	強化又は緩和	目的	自己用住宅、同兼用住宅	△	○ (敷地面積:100 m <sup>2</sup> 以上)	○ (敷地面積:150 m <sup>2</sup> 以上)	同等	移住定住促進 (空き家活用含む)	非自己用住宅(分譲住宅)、同兼用住宅	×	×	○	緩和	地域振興 (空き家活用含む)	小規模店舗、飲食店	△	×	○	農産物直売所、農家レストラン	△	×	○	アトリエ、事務所	△	×	○	簡易宿所(用途変更する場合に限る)	×	×	○
主な指定用途(概要)	他の現行制度での立地基準	府基準(既存集落)	市基準(既存集落)	強化又は緩和	目的																															
自己用住宅、同兼用住宅	△	○ (敷地面積:100 m <sup>2</sup> 以上)	○ (敷地面積:150 m <sup>2</sup> 以上)	同等	移住定住促進 (空き家活用含む)																															
非自己用住宅(分譲住宅)、同兼用住宅	×	×	○	緩和	地域振興 (空き家活用含む)																															
小規模店舗、飲食店	△	×	○																																	
農産物直売所、農家レストラン	△	×	○																																	
アトリエ、事務所	△	×	○																																	
簡易宿所(用途変更する場合に限る)	×	×	○																																	
3	●分譲住宅の許容は、線引き制度の崩壊に繋がり、税負担の公平性を欠く	○法に基づく開発許可制度の施策で、関係機関調整や法手続きを経て決定、線引き制度に反するものではない。 → 指定する区域や用途は、「市街化を促進する恐れのないもの」で、かつ、「市街化区域で行うことが困難なもの」である必要がある。 → ①区域は、すでに集落を構成している範囲を原則地形地物界で区域設定(別添)。 → ②用途は、低層住居専用地域で許容される用途を基本。とりわけ分譲住宅は、周辺との調和、調整区域の趣旨から市街化区域では実現が困難な「敷地面積300m <sup>2</sup> 以上で家庭菜園等が可能な敷地」を条件としており、一般的な市街地での分譲住宅とは性質が異なる。 → 本制度は、あくまで既存集落を維持するため、すでに集落として構成されている区域の範囲内において、市街化調整区域で許可できる用途を追加するものであって、積極的な公共施設整備や住宅地開発を促進するものではないため、税徴収には馴染まないとする。																																		
4	●権限移譲時に市議会の議決が必要であった ●「特区」指定の過程での公告縦覧手続きが不適切であった	○議決不要（地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1、2 項の規定(府から市への協議)に基づき適切に実施済)、府見解も同じ ○公告縦覧は市公告式条例、市告示方式の特例(訓令)の規定どおり実施済																																		

※ △は属人性や面積制限など細かい許可条件あり



## ブロック塀等の撤去に係る助成制度の創設（案）について

## 1 制度の名称

（仮称）亀岡市ブロック塀等除却費補助制度（（仮称）亀岡市ブロック塀等除却費補助金交付要綱）

## 2 制度の目的

地震時におけるブロック塀等の倒壊被害を防止するとともに、避難時等の避難路を確保し、もって災害に強いまちづくりを推進

## 3 補助の対象

以下の全ての要件を満たすブロック塀等※の除却（ブロック部分は全部除却するものに限る）

ブロック塀等：コンクリートブロック造、レンガ造、石造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造（門柱を含む）

○一般の通行の用に供する道路又は公園等に面するもの

理由）通学路を含む道路等の沿道で公共性の高い場所

○地盤面からの高さが80cm以上（かつ、ブロック塀の場合は3段以上）のもの

理由）80cmは静岡県ブロック塀の有識者会議での安全上の目安値（高槻市、大阪市、浜松市も同じ）

○自主安全点検の結果、建築基準法令に不適合又はひび割れ、傾斜等があるもの

理由）大阪府北部地震の教訓、国作成チェックリストの項目

## 4 補助率、補助限度額

【補助率】 1/2

【補助対象工事費】 除却費用と13千円/m<sup>2</sup>（見付面積）※のいずれか少ない額

【補助限度額】 150千円

<平均的な除却工事費の試算>

- |                               |                          |
|-------------------------------|--------------------------|
| ① 平均見付面積：26 m <sup>2</sup>    | ← 緊急点検結果（不適合43件分）の平均見付面積 |
| ② 単 価：13,000 円/m <sup>2</sup> | ← ※公共建築工事積算基準による         |
| ③ 平均除却費用：338,000 円            | （①×②）                    |
| ④ 平均自己負担：188,000 円            | （③×1/2）（限度額150,000円）     |

## 5 予算措置

○平成30年9月補正で必要額を要求予定

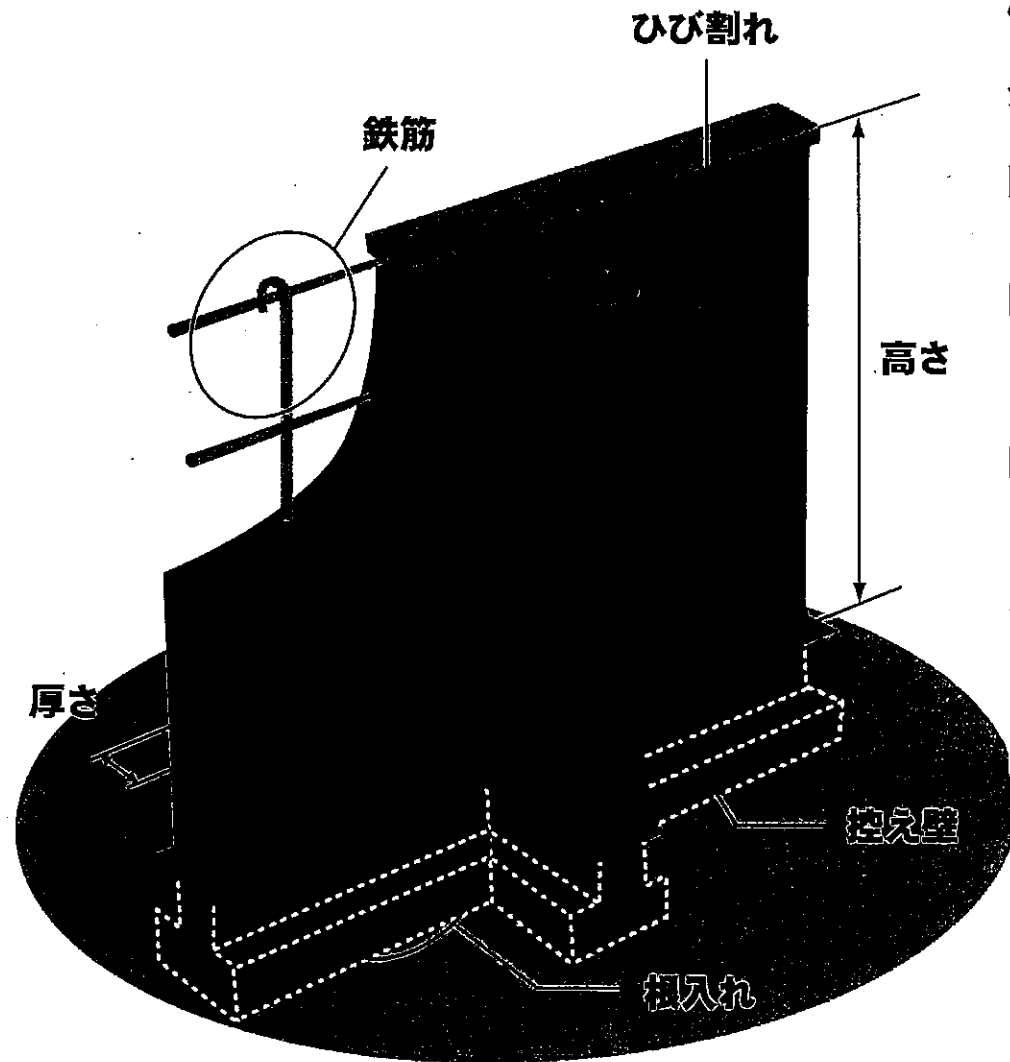
## 6 その他

○9月議会承認後に補助制度を正式公表し、10月中旬頃から受付開始（予定）

（※7月常任委員会報告後、補助制度（案）との前提で、補助対象、補助限度額等の情報をHP等で事前公表）

○ブロック塀等除却後の生垣設置は（公財）亀岡市都市緑花協会の助成制度の活用可

【助成額：4千円/m以内、かつ、50千円限度】



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋は入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。